

事業主・労働者の皆様へ

平成29年1月
宮崎労働局

無効な技能講習修了証の回収にご協力ください。

加藤浩一郎事務所に係る登録教習機関の登録取消し

「加藤浩一郎事務所」（登録取消し：H29. 1. 17）が発行した小型移動式クレーン運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証について、そのすべてが法令で定められた講習（修了試験を含む。）の全部又は一部を行わずに発行されたものであることが明らかとなりました。

このため、当該機関が発行したすべての小型移動式クレーン運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証は無効となり、この無効な修了証を用いて、小型移動式クレーン運転や玉掛けの業務が行われた場合には、当該修了証の所持労働者のみならず、従事させた事業者も労働安全衛生法違反として処罰されることがあります。

つきましては、貴事業場（建設工事現場、構内の関係請負人を含む。）の労働者が所持する小型移動式クレーン運転技能講習修了証及び玉掛け技能講習修了証の発行機関を確認し、発行機関が「加藤浩一郎事務所」の場合は、該当労働者の小型移動式クレーン運転や玉掛けの業務への就業を禁止し、宮崎労働局又は最寄りの労働基準監督署へ連絡してください。

また、当該機関が行った「特別教育」についても、法令に基づき適正に行われた教育であるという確認はできませんでした。

無効となる技能講習修了証

玉掛け技能講習修了証（すべて）

小型移動式クレーン運転技能講習修了証（すべて）

対象となる登録教習機関

名称：加藤浩一郎（住所：大分県大分市花津留）

（登録取消し：平成29年1月17日）

事務所：加藤浩一郎事務所（所在地：宮崎県東臼杵郡門川町）

連絡先又は回収先

宮崎労働局 TEL 0985-38-8835 FAX 0985-38-8830

宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階

宮崎労働基準監督署 TEL 0985-29-6000 FAX 0985-29-8761

延岡労働基準監督署 TEL 0982-34-3331 FAX 0982-34-0692

都城労働基準監督署 TEL 0986-23-0192 FAX 0986-23-0434

日南労働基準監督署 TEL 0987-23-5277 FAX 0987-23-4819